

鳥取県公報

本書ノ大キサハ国定規格A五判

昭和二十七年三月二十二日
第二千二百九十六号
土曜日

規 則

農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第十三号

農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

農業協同組合検査規則（昭和二十六年六月鳥取県規則第三十六號）の一部を次のように改正する。

（別表）を次のように改める。

（別表）

目 次

◇規則 農業協同組合検査規則の一部改正

鳥取県廳組織規程の一部改正

◇告示 建設業者の變更登録

解（山守診療所）の廢止

醫療機關等の追加指定

指定醫療機關から名稱變更の届出

中井手土地改良區から理事の氏名、住所の届出

昭和二十六年年度改良普及員資格試験合格者

保險醫の指定

身体に障害のある兒童の療育指導を實施す

る保健所の指定

00306

(表)

第 號	農業協同組合検査吏員の證
職氏名	昭和二十七年三月二十二日
年 月 日	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
昭 和 年 月 日	鳥取縣

右は農業協同組合法第九十四條による検査吏員であることを證明する。

鳥取縣廳組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第十四号

鳥取縣廳組織規程の一部を改正する規則

鳥取縣廳組織規程(昭和二十六年十月鳥取縣規則第七十七號)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

(附屬機關)

第五條 特に必要がある場合においては、附屬機關として委員會、審査會、審議會、協議會等を置き、その設置及び廢止は法令又は條例に特別の定めがある場合を除く外、規則で定める。

2 前項の附屬機關として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

第八條中農政課及び農業改良課をそれぞれ次のように

(裏)

第九十四條 農業協同組合法抜す、第九十四條 組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は會計が法令に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は當該組合の業務又は會計の状況を検査しなればならない。行政廳は、組合の業務又は會計が法令に違反する疑があることを認めるときは何時でも當該組合の業務又は會計の状況を検査することができ、行政廳は、第十條第一項第二號の事業を行う区域を都道府縣の区域若しくはこれを超える区域を地區とする組合の業務又は會計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

00307

改める。

農 政 課

- 一 食糧管理法の施行に関する事
- 二 砂糖の配給に関する事
- 三 農業災害補償に関する事
- 四 農業振興に関する事
- 五 農産物の検査に関する事
- 六 農産物の販賣あつ旋に関する事
- 七 農林漁業金融に関する事
- 八 農村工業に関する事
- 九 農業協同組合の育成指導及び監督に関する事
- 十 農業倉庫に関する事
- 十一 農業綜合研究所に関する事
- 十二 農業委員會に関する事
- 十三 肥料及び農業用石油製品並びに指定生産資材に関する事
- 十四 農業協同組合講習所に関する事

農 業 改 良 課

- 一 農業生産計画に関する事
- 二 食糧農産物に関する事
- 三 植物防疫に関する事
- 四 農業氣象に関する事
- 五 園藝農作物に関する事
- 六 工藝作物に関する事
- 七 すいかの検査に関する事
- 八 農産加工所に関する事
- 九 農業改良普及事業の總企画に関する事
- 十 農業改良の専門技術に関する事
- 十一 農村生活改善に関する事
- 十二 農村青少年等のクラブ組織の育成指導に関する事

十三、農業改良普及員、生活改良普及員に關すること
 十四、農業試驗場、經營傳習農場及び農業講習所に關すること

同條中水産課に第十七號として次の一號を加え、第十七號を第十八號とする。

十七、境漁業無線局に關すること

第十二條中醫務課の第一號及び第九號をそれぞれ次のように改める。

一 保健衛生の総合企畫に關すること

九 部内各課各かゝの連絡調整に關すること

同條中公衆衛生課の「一保健所に關すること」を削り、第二號を第一號とし、以下順次繰り上げる。

別表 (地區數字は設置数を示す)

- 鳥取縣總合開發審議會
- 鳥取縣法令審查會
- 鳥取縣職員委員會
- 鳥取縣教職員適格審查會

- 鳥取縣私立學校審議會
- 鳥取縣(地區六)町村合併審議會
- 鳥取縣引揚同胞對策審議會
- 鳥取縣更生資金運營審議會
- 鳥取縣同和對策協議會
- 鳥取縣民生委員審查會
- 鳥取縣災害救助對策協議會
- 鳥取縣身體障害者福祉審議會
- 鳥取縣社會福祉審議會
- 鳥取縣兒童福祉審議會
- 鳥取縣國民健康保險審查會
- 鳥取地方社會保險醫療協議會
- 鳥取縣農業共濟保險審查會
- 鳥取縣森林審議會
- 鳥取縣漁業共濟基金運營審議會
- 鳥取縣水質汚濁防止審議會
- 鳥取縣漁業權證券金化協議會

鳥取縣中小企業振興對策審議會

鳥取縣觀光總合審議會

鳥取縣勞働教育審議會

鳥取縣職業安定審議會

鳥取縣建設業審議會

都市計画鳥取地方審議會

鳥取縣廣告物審議會

境戰災復興土地區畫整理委員會

鳥取縣水防協議會

鳥取縣建築審查會

鳥取縣建築士審議會

鳥取縣復興土地區画整理補償審查會

鳥取縣醫療機關整備審議會

鳥取縣あんま、はり、きゆう、柔道整復地方審議會

鳥取縣結核診査協議會

鳥取縣(地區六)保健所運營協議會

鳥取縣優生保護審查會

- 鳥取縣溫泉審議會
- 鳥取縣(地區六)優生保護審查會
- 鳥取縣開拓審議會
- 鳥取縣開拓信用基金制度運營審議會

この規則は、公布の日から施行する。

附 則
 告 示

◆鳥取県告示第百三十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百號)第十三條の規定による變更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年三月十一日變更登録した

昭和二十七年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番號

登録年月日

商號又は名稱

鳥取縣知事登録
第一〇號

昭和二十六年
十月十八日

森下工務所

主たる營業所々在地

申請者氏名

元 鳥取市吉方七八ノ四番地
新 鳥取縣岩美郡倉田村大字円通寺

森下 鹿藏

◇鳥取県告示第四百十号

鳥取縣會計規則(昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二號)第二條の規定による弊の中山守診療所を昭和二十七年三月一日廢止した。

昭和二十七年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 稱 所 在 地

成器村國民健康保險
直營診療所 岩美郡成器村大字中河原

船岡村國民健康保險
直營診療所 八頭郡船岡村大字船岡

竹田村國民健康保險
直營診療所 東伯郡竹田村大字穴鴨

米澤村國民健康保險
直營診療所 日野郡米澤村大字美用

小川齒科醫院 米子市錦町一丁目

橋本齒科醫院 東伯郡由良町大字由良宿

增原齒科醫院 日野郡根雨町大字根雨

橋本齒科醫院 日野郡根雨町大字根雨

枝原齒科診療所 (助産婦) 日野郡根雨町大字根雨

衣 笠 日野郡根雨町大字根雨

◇鳥取県告示第四百一十号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三號をもつて公示した生活保護法(昭和二十五年法律第四百四號)第四十九條の規定による醫療機關及び同法第五十五條の規定による助産婦を次のように追加指定する。

昭和二十七年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

田 貝 富 子 日野郡 雨町大字根雨

◇鳥取県告示第四百一十二号

昭和二十五年十一月鳥取縣告示第五百五十三號中指定醫療機關から次のように名稱變更の届出があつた。

昭和二十七年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 稱 所 在 地

旧 日曹米子診療所 米子市中町一三三

新 脇田 醫院

氏 名 住 所

江原 英雄 東伯郡下中山村大字榮田

太田 慶治 同

野川 延藏 大字田中

手島 治藏 同

前田 音松 同

山西 勇藏 同

田中 重平 同 大字御崎

山本 松平 同

◇鳥取県告示第四百一十四号

昭和二十六年年度改良普及員資格試験に合格した者は次の通りである。

昭和二十七年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(農業改良普及員)

安岡 二郎、西村 晃司、盛田 幸男、米原彌進弘、

谷野 獅美、下田 照美、森本 好晴、中村 保、
 井戸邊 收、宮石 靖久、洞ヶ瀬忠重、松岡 操、
 杉村 武夫、佐野 信孝、柏木 洋吉、中村 修、
 蓮佛 寛、森本 繁和

(生活改良普及員)

上山 昭子、福田 靜子、小谷 幸恵

診療科名	名称	診療所	所在地
齒科	鳥取遞信診療所	鳥取市西町三四九	梶原 政宏
〃	清水齒科醫院	鳥取市東品治町一五〇	清水 操
〃	大月齒科醫院	東伯郡上井町上井	大月 富美雄
〃	森本齒科醫院	東伯郡倉吉町明治町	森本 郁雄

氏名 指定年月日

◇鳥取県告示第四百十七号
 健康保險法(大正十一年法律第七十號)並びに船員保險法(昭和十四年法律第七十三號)に基く保險醫を次のように指定した。
 昭和二十七年三月二十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第四百十八号

兒童福祉法(昭和二十三年法律第九十八號)第二十一条の二の規定による身体に障害のある兒童の療育指導を實施する保健所を次のように指定。

昭和二十七年三月二十二日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 指定保健所の名稱 所在地
 鳥取縣米子保健所 米子市角盤町二丁目
 療育指導を
 行う日時
 毎週火曜日